# ○　山口県公安委員会における情報セキュリティに関する規程

令和８年３月１３日
公安委員会規程第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を確保するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　機密性　情報を利用する権限を有する者のみが当該情報を利用することができることをいう。

(2)　完全性　情報の処理及び伝送が正確であることをいう。

(3)　可用性　情報を利用する権限を有する者が必要なときに当該情報を利用することができることをいう。

(4)　情報セキュリティ　情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

(5)　警察情報システム　山口県警察が設置する情報システムをいう。

(6)　管理対象情報　次に掲げる情報をいう。

イ　警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

ロ　警察情報システムから出力された情報

ハ　警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって公安委員会が取り扱うもの

ニ　警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

（管理対象情報の分類）

第３条　管理対象情報は、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

（委員の責務）

第４条　委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

（情報セキュリティ対策等）

第５条　公安委員会の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規程に定めるもののほか、山口県警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。